

## 女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人江原恵明会

社会福祉法人江原恵明会において、女性職員の皆さんが今後ますます活躍していただけるよう、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間

### 2. 当法人の課題

- 1) 全労働者に占める女性の割合は6割を超え、管理職に占める女性の割合は前回目標（20%）を達成したものの、国の掲げる目標値には到達していない。

《女性の活躍の状況（2021年3月1日現在）》

管理職（課長以上の役職者）に占める女性労働者の割合＝21.7%

- 2) 育児休業自体は概ね取得されているが、育児目的休暇制度の利用は無く認知が低い。

### 3. 目標と取組内容・実施時期

- 1) 目標： 管理職（役員を除く課長以上の役職者）の占める女性割合を、30%以上にする。  
対策：
  - ・管理職手前の女性社員を対象としたキャリア意識の醸成、面接等によるヒアリングの実施、職務遂行能力向上、管理職養成等を目的とした研修への受講を奨励する。
  - ・管理職登用後も、フォローアップを行う。
- 2) 目標： 3名以上/年 の取得を目標値とする。  
対策： 小学校就学までの子を養育する正規職員に、前年度失効した有給休暇の範囲で3日間を限度として1日単位で休暇を取得できる育児目的休暇制度の周知を図る。  
(育児・介護休業に関する規則 第22条)

以上